

「安保関連3文書」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求める請願書

紹介議員

大久保 清美



「安保関連3文書」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求める請願書

【請願趣旨】

昨年12月16日、岸田政権は「安保関連3文書」（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）の閣議決定をおこないました。「最上位の政策文書」である「国家安全保障戦略」では、「反撃能力」（敵基地攻撃能力の保有）を認め、歴代政府が維持してきた「専守防衛」から「大きく転換する」ものであると述べています。また今後5年間で「防衛力整備」に43兆円を支出し、2027年度以降は「国内総生産（GDP）比2%（※11兆円規模）」にする異次元の軍拡を決定しました。財源確保のために増税や国債発行などが検討されており、国民の暮らしを直撃します。

しかも、岸田首相は、このような重大な決定を国会にも諮らず、国民への説明も後回しにして、1月13日（日本時間14日未明）の日米首脳会談においてバイデン大統領に報告したことは、明らかに立憲主義に反しています。

そもそも、侵略戦争による痛苦の反省から施行された憲法前文には、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」とあります。この規定に反し、反撃能力（敵基地攻撃能力の保有）を書き込んだ「安保関連3文書」は、「武力による威嚇又は武力の行使」を「永久に放棄した」憲法第9条に違反しています。戦争を回避することは政府の責任であり、日本国憲法や国際連合憲章を生かした外交努力や交渉等によって東アジアを戦争の心配のない地域にすることが必要です。「軍事対軍事」では「安全保障のジレンマ」に陥り、戦争のリスクをさらに高めることとなります。

国民の命と財産を守ると言いながら国民を犠牲にする「安保関連3文書」は認められません。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記請願項目について、意見書を政府関係機関に提出することを求めます。

【請願項目】 「安保関連3文書」の閣議決定の撤回を求める意見書を提出すること

2023年2月20日

請願者 水戸市見川5丁目127-281

茨城県平和委員会事務局長 篠原 睦美



ひたちなか市議会議長 大谷隆殿